

議案第56号関連資料 明石市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例 の一部改正について

1 改正の目的

市の行政手続については、条例や規則により書面で行うことが定められている場合も、その条例等を個別に改正することなくオンラインでの手続が可能になるように、「明石市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」を定めています。

市が行政手続のデジタル化を推進することに合わせ、行政手続のオンライン化に対応した手数料の納付の方法や添付書面の省略の取り扱いについて定めるほか、所要の整備を図るものです。

2 改正の概要

- (1) 法改正に合わせて、条例名を「情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」に改正します。
- (2) 手数料納付について、他の条例等で証紙により納付するよう定められた手続であっても、電子納付を可能とすることを規定します(第3条関係)。
- (3) 添付書面について、個人番号カードの利用等で必要な情報を参照できる場合については省略を可能とすることを規定します(第7条関係)。
- (4) その他所要の整備を行います。

3 施行期日 公布の日

4 オンライン化を行う手続について

次に掲げる市民の利便性向上に資する手続について、オンラインで申請が可能なものを2025年度までに200手続以上に拡大します。

- (1) 自治体が優先的にオンライン化を推進すべきとされている手続
デジタル・ガバメント実行計画で定める、子育て、介護関係の24手続(国のぴったりサービスで2023年4月に対応済)
- (2) 市民の負担軽減と利便性向上につながる手続
子育て世帯や仕事をされている方、障害者等を含め、すべての市民の負担軽減と利便性向上につながる手続
- (3) その他オンライン化で市民の利便性が向上する手続
年間受付件数が多い手続や、添付書類が少なく申請が容易な手続など

5 スケジュール

2023年10月～ 新たなオンライン申請システムを導入し、順次オンライン化(上記4の(2)(3)が対象)

デジタル・ガバメント実行計画で定める子育て、介護関係の24 手続（前頁4の(1)）

国のぴったりサービスで2023年4月に対応済

(1) 子育て関係（13手続）

- ・ 児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求
- ・ 児童手当等の額の改定の請求及び届出
- ・ 氏名変更／住所変更等の届出
- ・ 受給事由消滅の届出
- ・ 未支払の児童手当等の請求
- ・ 児童手当等に係る寄附の申出
- ・ 児童手当に係る寄附変更等の申出
- ・ 児童手当等の現況届
- ・ 支給認定の申請
- ・ 保育施設等の利用申込
- ・ 保育施設等の現況届
- ・ 児童扶養手当の現況届の事前送信
- ・ 妊娠の届出に係る面談事前送信

(2) 介護関係（11手続）

- ・ 要介護、要支援認定の申請
- ・ 要介護、要支援更新認定の申請
- ・ 要介護、要支援状態区分変更認定の申請
- ・ 居宅（介護予防）サービス計画作成（変更）依頼の届出
- ・ 介護保険負担割合証の再交付申請
- ・ 被保険者証の再交付申請
- ・ 高額介護（予防）サービス費の支給申請
- ・ 介護保険負担限度額認定申請
- ・ 居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請
- ・ 居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請
- ・ 住所移転後の要介護、要支援認定申請

新たな電子申請システムで本年度の導入を検討している手続（前頁4の(2)(3)）

- ・ 高校生世代への児童手当支給申請
- ・ こども医療費受給者証交付申請
- ・ こども医療費受給資格等変更届
- ・ こども医療費受給者証再交付申請
- ・ 放課後児童クラブ在籍証明交付願
- ・ 放課後児童クラブ保護者負担金口座振替済証明交付願
- ・ 第3期明石市子ども・子育て支援事業計画の策定にかかるアンケート調査
- ・ 重度障害者医療費受給者証再交付申請
- ・ 国民健康保険葬祭費支給申請
- ・ 国民健康保険料納付済額確認申請
- ・ 国民健康保険産前産後期間に係る保険料軽減届
- ・ 統計調査の調査員登録申込
- ・ 選挙に係る期日前投票立会人の応募
- ・ その他各種イベントの申込

その他、年間受付件数が多い手続や、添付書類が少なく申請が容易な手続など